

消費税の増税中止と食料品の非課税措置に関する意見書（案）

政府は、「社会保障と税の一体改革」の名の下、消費税について、平成26年4月からは8%へ、平成27年10月からは、さらに、10%への増税を行おうとしている。この消費税増税については、実施を目前にして、今なお根強い反対世論が存在する。

消費税は、食料品や水道光熱費など生活必需品にも一律に課税されることから、低所得者や中小零細企業ほど負担が重くなる不公平な税制にほかならない。

また、政府は、景気対策として、復興特別法人税の前倒し廃止や法人減税、大型公共事業などを行う一方で、消費税の増税分を充てるとした社会保障の改革に関しては、年金、医療保険、生活保護などについて、軒並み国民の負担増を伴う内容の改正を行おうとしている。

今行ふべきことは、消費税増税を中止するとともに、社会保障の充実と合わせ、国民の負担を減らし生活にゆとりを取り戻すための低所得者減税などで国民全体の消費購買力を高め、内需を拡大することで、景気の底上げを図ることである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、都民生活を支援する立場から、消費税の増税を中止するとともに、食料品の非課税措置を実施するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月 日

東京都議会議長 吉 野 利 明

衆	議	院	議	長	}	宛て	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総	務			大			臣
財	務			大			臣
社会保障・税一体改革担当大臣							